

## 再生可能エネルギー固定価格買取制度について（経済産業省からのお知らせ）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年7月からスタートしましたが、大量の電力を消費する事業所で国が定める要件に該当する場合や、東日本大震災で著しい被害を受けた方は、再生可能エネルギー賦課金の減免措置を受けることができます。

このたび上記賦課金の平成24年度分の特例認定を受けた事業者に係る情報が公表されましたので、お知らせいたします。

[http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/dl/2012genmei\\_kouhyo.pdf](http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/dl/2012genmei_kouhyo.pdf)

なお、平成25年度分の減免申請の受付期間は、平成24年11月1日～11月30日となっております。設備認定・減免認定等の実務的な内容・法施行後の状況等をふまえた説明会を各地で開催する予定となっておりますので、併せてお知らせいたします。

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/meeting.html>

問合せ先：経済産業省化学課 小山、平石

TEL：03-3501-1737

E-mail：[hiraishi-mikiko@meti.go.jp](mailto:hiraishi-mikiko@meti.go.jp)

日本化学工業協会 技術部 植山

TEL：03-3297-2559

E-mail：[mueyama@jcia-net.or.jp](mailto:mueyama@jcia-net.or.jp)